

平成 26 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	平成 26 年 11 月 21 日（金）午後 1 時 30 分
開催場所	坂出市水道局 3 階 大会議室
会議次第	1. 開 会 2. 議 事 （1）教育・保育の「確保方策」について （2）坂出市子ども・子育て支援事業計画案について 3. 閉 会
出席委員	松本会長，藤井副会長，入江委員，大喜多委員，大林市委員，大林朋委員，川上委員，川滝委員，齋藤委員，篠原委員，杉田委員，津島委員，中西委員，中橋委員，橋本委員，花岡委員，三野委員
欠席委員	砂川委員
配布資料	資料 1 教育・保育の「量の見込み・確保方策」 資料 2 坂出市子ども・子育て支援事業計画（案）

<会 議 の 概 要>

○開 会

会 長 定刻になりましたので、ただいまから平成 26 年度第 3 回坂出市子ども・子育て会議を開催いたします。

昨日は、こどもの権利条約ができて 25 年目、日本が批准して 20 年目という日なんですね。日本もメンバーに加わっていますので、改めて子どもを大事にするため、これからの制度をどういうふうに考えていくかということのみなさまといろいろ話ができたらなと思っております。よろしく願いいたします。公私ともお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。初めに、本日の出欠の状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、委員の出欠の状況についてご報告いたします。委員 18 名中 17 名のご出席をいただいております、定足数であります半数以上を満たしておりますことをご報告させていただきます。

会 長 ありがとうございます。本日の資料につきましては、予め事務局より送付いたしております。ご持参されていない方がいらっしゃいましたら、お申し付け下さい。

会 長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、「教育・保育の確保方策について」と、「坂出市子ども・子育て支援事業計画案について」の 2 件となっております。

○（１）教育・保育の「確保方策」について

会 長 初めに、議題１「教育・保育の確保方策について」事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料１ 教育・保育の「量の見込み・確保方策」についての説明）

会 長 ありがとうございます。前回も話し合ったところですが、教育・保育の確保方策についての修正点を中心に事務局より説明がありました。ただいまの説明について委員のみなさまのご意見を伺ってまいります。

会 長 私からひとつよろしいですか。事業所内保育の地域枠ということでご説明いただいたのですが、前回説明のあった事業所内保育所に意向を聞きますということから、ヒアリングをした結果という理解でよろしいでしょうか。

事務局 現在、事業所内保育所は、市内に２箇所ございます。それと認可外が１箇所ありまして、これにつきまして意向調査を行ったのですが、新制度への移行をしたいという施設はございませんでした。今回挙げていますのは、事業所内保育所を病院に併設するような施設として、これから整備していきたいという問い合わせがあったものです。その中で、新制度における地域型保育事業の認可を受けたいという意向をお聞きしております。全体の定員は、２０名程度を予定しているということですので、それからしますと地域枠、つまり従業員以外の方が利用できる保育の定員というのが５名になってくるということです。整備自体は、平成２７年度中ということをお聞きしておりますので、予定ではございますが、平成２８年度から確保方策として入れさせていただいております。

会 長 ありがとうございます。他にございますか。

会 長 よろしいですか。それでは、「教育・保育の確保方策について」は、事務局説明のとおりでよろしいですか。

会 長 それでは、「教育・保育の確保方策について」は、そのようにいたします。

○（２）坂出市子ども・子育て支援事業計画素案について

会 長 次に、議題２「坂出市子ども・子育て支援事業計画案について」事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料２ 坂出市子ども・子育て支援事業計画案について説明）

会 長 ありがとうございます。「坂出市子ども・子育て支援事業計画案について」事務局より説明がありました。委員のみなさまのご質問等をいただきたいと思います。

まず、確認をいくつか行っておきます。３ページのところで説明いただいたこの計画そのものに沿って、坂出市の子ども・子育てに関する事業の方向性が見えてきて、３１年度のところでもう一度見直すということで、これから

の基本的な坂出市の子ども・子育てを取り巻く事業をどうするかという方向性についての初めての資料ということになると思います。前回、原案が出て、何人かの方からFAXでご意見をいただいたと思うのですが、それも踏まえまして、今回は第2案という形で出ております。流れとしましては、今ここで、委員の皆さまからご意見をいただきまして、パブリックコメントを出すという流れをイメージしていただければ良いかなと思います。それを経て、最終的に固めていくという形になると思います。

では、前回見られたのと今回見られたのと少し印象が異なるところもあると思いますので、どこからでも結構ですので、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

委員 なかなかタイミングが合わなくて、ずっと欠席が続いて大変申し訳ございませんでした。意見の方は、先にFAXで送らせていただいていたのですが、申し訳ございません。短い期間中に大変よくまとめられて事務局の方もお疲れだったろうなと思います。ありがとうございます。

今日、議案の意見の前段階といたしまして、今回総選挙で、消費税引き上げが先送りということになりまして、この子ども・子育て新制度も消費税財源を活用して実施するというところで、国のお金だけではなく、自治体持ち出しもかなりある中で、消費増税が先送りになるということで政府の方も走り出しているのです、子ども・子育て新制度の件は計画通り進めますとは言っているけれども、基になるお金の出どころがはっきりしないような状況にあるなかで、この子ども・子育て新制度をストップさせてはいけない。あるいは、消費増税が先送りにはなったけれども、今回、3党合意で決まっていたものが先送りになるわけですから、本当に確約がとれるかどうかということを考えて、財源がなくなったからといって振り出しに戻るといったことがないように、あるいは、坂出市も大変な負担になるわけですから、もちろん未来の子どもへの投資とは言っても財源がないのに、そこに投資して、結局、赤字国債の発行ではないかと昨日も財務省の方が来てお話ししましたがけれども、そうすると子どもの借金ですから、子どものことを子どもの借金で行ってしまうのは、子どものことが良くなるねと喜べない状況です。ですので、ぜひこの会議の中からも、子ども・子育て支援をきちんと安定的にやっていただけるように政府に物申すというか、きちんと意見が吸い上げられるようにしていただきたいなということをお願いしたいというふうに思います。

まず一点目といたしまして、この計画の表題なんですけれども、今は案で坂出市子ども・子育て支援事業計画というふうになっています。これに異議があるわけではないのですが、子ども・子育て支援計画と事業を除けてもす

つきりするというか、もちろん中に書いてあることは事業の一つひとつを書いてあるわけなんですけれども、子育て中の人にとってみると子ども・子育て支援事業計画というよりは、子ども・子育て支援計画といったように短くした方がすんなり入ってくるかなというように感じましたので、少しご検討いただけたらなというように思います。

事業の計画についてはうまくまとめられているなと思い、多くの意見はないのですけれども、5ページの第2章のところで文言を入れていただいたところが、平成12年度の時と平成22年度の時の国勢調査の人口の減少率を過去10年間遡って、これだけ人口が減少しているんだということを掲載されているわけなんですけれども、6ページ以降のデータの推移が5カ年計画ということもあって、過去5カ年の数値の比較になっていて、5年間ぐらいで見るとそんなに危機的なグラフになっていないというか、そこそこ横ばいになっているんじゃないかと一見読み取れてしまうところもございまして、もう少し読み手側が、これは放つとけない状況だなということがパッと見て分かるようにするには、10年あるいは20年のその時々々の人口の減少具合、あるいは今回は年少人口ということで14歳以下を挙げられておりますけれども、子ども・子育て支援が対象としている乳幼児から就学前の子どもの人口のグラフなんかもあってもいいのではないかなと少し思いました。5年間の推移しか載っていなかったのもう少し幅をもたせて書いていただいてもよろしいかなというふうに感じました。

それから、細かいことなんですけれども、18ページにあります地域子育てのメニューの中の私どもも行っている地域子育て支援拠点事業の件なのですけれども、目標値がセンター型・ひろば型と策定した時は別々だったと思うのですが、25年度実績で3となっていて、策定した当時はセンター型2とひろば型1だったので変えようがないのかもしれないのですけれども、戻ったように見えるのでまとめて3にしてもいいのかなと思いました。これは、事務局さんのご都合だと思いますので、またご検討いただければと思います。

最後の一点なのですが、38ページの障がい児の件なんですけれども、障がい児施策の充実のなかで(3)の①の障がいの早期発見と早期支援ということで、そこで書かれておりますところが、乳幼児健診や5歳児検診等の実施により、何らかの発達上の課題を有する子どもと保護者への相談支援や関係機関との連携を図りということで、関係機関という中には幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点事業も含められてくると思うのですが、できればそのところをはっきり明記していただければなと思います。障がいという判断がつく以前のお子さんで、お母さんが非常に扱いにくいといいますか、うちの子ど

もは、ちょっとどうしてよいか分からないということで、かえって厳しく育ててしまい、うまくいかないということの相談等も非常に多いですので、保育園さん等との連携はできるのかもしれないですけども、地域子育て拠点の子育て支援センターや子育て広場に来ている子どもと市役所の連携というのが取れ始めていますが、必ずしも充実しているわけではないという現状もございますので、できれば関係機関等というところの中にカッコ書きでも構わないので、幼稚園・保育園・地域子育て支援拠点というようなことで記載をいただくと良いかないと思いました。こういう所と連携しないと超早期にお子さんの障がいの発見や関わりのアドバイスが出来ないのではないかなというように感じましたので、よろしく願いいたします。

意見だけなのですが、40 ページの下にある産休・育休の間に育休明けの希望に応じていろんな情報提供をしていくという事業は、取り組みとしては非常に素晴らしいなと思いました。つい3日ぐらい前に日経新聞にネオボラという北欧の方の産前の頃からそういった関わりをもつ支援があって、香川県はなかなかそういった取り組みを行っている所が少ないものですから、坂出市の中でこのような計画があるというのは素晴らしいなと思いました。感想を含めて以上です。ありがとうございました。

会 長 たくさんありがとうございました。タイトルは、パブリックコメントなどを経て検討するということがよろしいですか。私は、7 ページのところはちょっと分からなかったのですが、人口推計の記述の仕方をもう少し変えるということでしょうか。

委 員 そうですね。例えば、平成 16 年から平成 26 年ぐらい、あるいは平成 10 年あたりからの推移にするとすごく減少しているなというのが分かると思うんですね。

会 長 分かりました。それは、記述の仕方ということで、また検討するということがいきたいと思えます。ご意見として伺っておくことにしたいと思えます。

それから、38 ページの障がいの早期発見と早期支援のところですね。ご意見をいただいたところは大事だなと思って伺ったのですが、身近な信頼ができる人からプライマリー・ケアを受けるというのが今、家族支援の一つの流れですので、その辺りの趣旨が現れるように書いていくということで、これも検討課題としていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

委 員 すいません。補足で、私は香川県の方にも関わっているものですから、香川県の方の全体の人口のグラフは、1975 年から推計で 2040 年までを表しているんです。それを見ると、すごく減るじゃないかと危機的な感じでパッと目に入るの、それと比べると坂出市の 5 年間だけのグラフを見ると緩い感

じになってしまうので、少しその辺りもご検討いただけるかなと思います。
以上です。

会 長 県の方の資料は公開されているんですかね。

委 員 ホームページでも掲載されていると思います。

会 長 わかりました。その辺りも参考にしながら、描き方を事務局と一緒に検討するようにしたいと思います。他にいかがでしょうか。

委 員 同じような意見ですが、坂出市の人口構成を見ると、凄く危機的な状況ですよね。危機的な状態を坂出市民全員で共有する必要があると思うんですよ。個々の人たちはもちろんですが、坂出市民の人たちは、少子高齢化と言われても少子高齢化という一つの合言葉みたいな感じで危機感なくスッと通り過ぎていくような気がするんですね。私も、事あるごとに学生さんたちに話をする時は、少子高齢化がどうしてこのままいくと大変なのかということ折に触れて話をするようにしているのですけれども、今、団塊の世代が後 10 年もすると後期高齢者になり、第 2 次ベビーブームの人たちが 20 年すると定年退職を迎えますので、そうすると坂出市は動かなくなるのではないかと凄く危機的な状況だと思うので、なによりもまず、この危機的な状態を坂出市の皆さまと共有するためには、委員がおっしゃたように人口の推移がこんなに変っているんだということが分かるような、もう少し以前からのグラフがあった方が、私もわかりやすいと思います。

会 長 ありがとうございます。ご意見として伺っておきたいと思います。

委 員 失礼します。4 ページの 1 番ですが、認定こども園への促進を図っていくということに対して、私の意見を言わしていただきたいなと思いました。

今は、少子高齢化が本当に大変で、世界的にもそういうところで転じて、少子化を克服しているところはやっぱり乳幼児の保育にとっても力を入れている。少子化対策が進んでいるところでは、保護者が希望をすれば誰でも小さい頃から集団保育が提供され、内容の質も大変高いです。日本みたいに保育士対子どもの人数は、0 歳児が 3 対 1 とか 1 歳児が 6 対 1 とかいうのではなく、少人数を本当に手厚く看ている。さらに、保護者に対しても、教育の計画をしっかりと示して、具体的にお母さんと一緒に、子どもたち一人ひとりの育ちを進めるといったようにやっています。認定こども園はあたかもそのような施設のように宣伝されていますが、実際、認定こども園の形はどういうものになるのかなと見てみますと、今度の新制度で、お母さんたちへの給付制度になりました。そのことで、辺境保育園というのは、お母さんたちに給付される保育の費用を代理受領する直接入所方式です。今の保育所ならば市等の自治体が責任をもって子どもたちの保育の運営にあたっています。例え

ば、民間の保育園だったら、運営をするのに色々な縛りがあるわけです。給食費は、これぐらいは絶対に使わないといけないとか、人件費もここまでは使うとか、保育以外のことでお金を使ったらいけないんですよ。ところが、今度の新制度では、保育で金儲けができるような仕組みになっています。そして、企業の参入を進めるというようなことも言われています。そうになっていくと、本当に私たちの願いとかけ離れたところで保育がされていくというようなことがありうるわけなんです。私としては、認定こども園を市として推進していくというのに対して、それならば、坂出市型の認定こども園ということで、保育所も認定こども園も新制度の中の幼稚園、それから私学助成を受けて運営されているような私立の幼稚園もすべて、そこへ通う子どもたちに対しての条件というか整備は、どの子ども同じようなものを受けることができるというような中身であれば、認定こども園もあっていいかなと思います。しかし、そうではなく、国の示している認定こども園ということになれば、子どもたちの中に大きな格差が生じてくるのではないかなと言われていきますので、坂出市ならではのものを作っていていただきたいなという思いが凄くあります。私自身も十分に理解できていないので説明が不十分でお伝えしきれないなというもどかしさを感じながら言っているのですが、よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。少し確認なのですが、4ページは、国が作っている政策の説明のページという理解でよろしいですか。

事務局 はい。4ページにつきましては、参考ということで一番上にも記載しておりますが、新制度の概要ということで、国が出している子ども・子育て支援新制度はこういうものですよというような内容になっております。計画として坂出市が認定こども園に対してどのように対応していくかということは、第4章の施策の展開、30ページから31ページにかけて特に(2)ですね。認定こども園への移行については、私立施設からの移行を最大限に尊重します。認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型等について助言を行い、施設の円滑な移行を支援しますというような書き方にしております。国の方は、例えば、認定こども園を平成27年度に1箇所、平成28年度に2箇所というような形で数値目標みたいなものを入れていくということを想定していたのではないかなと思います。市によっては、認定こども園を平成27年度、平成28年度、平成29年度と順次増やしていくような数値目標を入れているところもありますが、本市につきましては、坂出市の事情というものもございますので、基本的にはここに書いていますとおり、公立施設の積極的な認定こども園の移行について

は、現時点で考えておりません。私立施設から認定こども園への移行の希望があれば、まず移行していただくというような考え方でございます。アンケート結果でも、まずは幼稚園や保育所といったところの利用希望が高かったというような形になっておりますので、やはり、保護者のニーズが高まってきたら、そういったものも今後検討していく必要はあると思います。現時点では、ここの 30 ページ、31 ページの記載内容が坂出市の認定こども園に対する 5 年間の取り組みの内容となっております。

会 長 ご意見ありがとうございました。ご意見いただいたことが凄く大切かなというように思います。この子ども・子育て新制度の趣旨は、認定こども園への移行をさせるための制度であるというのでは本来ないはずで、これからの子ども・子育てを中心にして社会の在り方を考えていきたいと思いますところが、一番大本にあるわけで、その中で、認定こども園への移行というのは、いろんなからみの中で考えると、一つの手段として考えられているということなんだと思うのですが。私自身も、研究者の立場として今回の制度がベストな制度であると思っているわけではありません。ただ、いろんな意見の方がいる中で、子どものために良い制度を作っていこうというところでは評価できると思いますし、その中でいろんな意見を組み込みながら新しい事業計画を作っていくというようなことになるのかなと思っております。移行が良いと考える方たちもおられると思うのですが、そこを含めながらいろいろと意見を出していただいて、全体的な方向として、子ども・子育てのために良い制度をできるだけ広い形で考えていくというようなことになっていくのかなと思っております。今の形としては、坂出市として、どうしても数値目標を入れてしまうと、数値目標に対してどうなんだという見直しが出てきますので、私立施設からの移行を最大限に尊重するというのは、今の時点での坂出市の立場であるということで 30 ページにまとめていただいているのかなと思います。今のご意見も踏まえまして、パブリックコメントまで繋げていきたいと思っております。

他にご意見いかがでしょうか。

委 員 幼稚園、認定こども園、保育所から上がってくる子どもたちをまとめて引き受ける小学校の立場からお願いを申し上げたいと思っております。31 ページの主な具体的な施策・事業は、事業計画と名前が付きながら大綱的な性格で留めおかなければいけないようなそういう文書かなと理解はしておりますけれども、その中で、表中の②で幼稚園教諭・保育士の合同研修の実施ということがあります。これは、私どもの立場からすると大変大事なことを書いていただいたなというように思います。ぜひこの点の充実といいますか、実効性の

ある研修をぜひお願いしたいというように思います。現在でも、幼稚園教諭の先生、保育士の先生どちらの立場としてもそれぞれがどのような保育あるいは、教育をしているのか一度一緒に勉強したいというお気持ちはあるかと思えます。お気持ちはありながら、なぜ現実的にそれができないのかと。それは、それぞれの就労の体制が違うからだと思うのですね。幼稚園は、14時くらいに子どもさんが帰られるので、研修をするための時間というのが確保しやすいです。しかし、保育園の先生方は、18時とか延長保育があれば、それより遅くまで子どもさんを見られているわけですから、そのような勤務の違いがあってもなかなかできない。夏季休業はどうかというと、幼稚園の方は夏季休業がありますが、保育所の方は夏季休業がありません。そういったことでこのような現実的な問題を解決しないとなかなか合同の研修会を開こうといても開けないといった現実があります。そのような条件整理をぜひ、坂出市として音頭をとって、行っていただきたいなというように思います。

それから同様のことで、少し合同の研修についての範疇が狭まってくるかと思うのですが、障がい児施策の充実ということで39ページの④ですね。幼稚園教諭・保育士の専門性の向上ということで、発達障がいのある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児に対応するとありますが、ぜひこの辺りも具体的なところで、例えば、パニックを起こしている発達障がいのある子どもさんがいた時にどのような関わりをするのかなど、そういった辺りの実践的な研修の内容にするべきではないのかなと思います。本を読めば分かるような研修では、なかなかこの研修も実行性がともなわないのではないのかなという感想を持っています。以上です。よろしくお願い致します。

会 長
事務局

ありがとうございます。事務局何かありますか。

これにつきましては、確かに幼稚園と保育所、国で言いますとそれぞれ文科省と厚労省というような枠組みもありまして、働き方も若干違うということで、公立で言いますと、公立の幼稚園・公立の保育所がありますが、なかなかお互いに意見を交換する場というものがこれまで非常に少なかったというのが、現状でございます。就学前の子どもを看られている施設ですので、それぞれが意見交換とか、合同研修を行う中で、相互理解をしたり、お互いの専門性を高めたり、そういうような取り組みも今後必要ではないかということで今回記載させていただきました。これまで、それぞれが研修をするということでやってきましたので、来年からたちまち一気に合同研修を行うというのも難しいのかなと思っておりますが、やはり園長先生や中堅の先生や若い先生それぞれありますが、そういう段階的な形を踏んでいきながら相互理解ができて、それが延いては、坂出市の子どもにとって良い教育や保育

が提供できるような中身のあるようなものにしていきたいなと考えております。

それから 39 ページの障がい児の専門性の向上ということで、現在でも 24 年度から 5 歳児健診とかを行っている関係上、さまざまな障がい児に対する研修等も、松本会長も含め、専門の方を招いて行っております。最近では昔よりも発達障がいを抱えたお子さんが多くみられるようになってきているというような状況でございますので、これまで以上に障がい児等に対して小さい頃からの支援を行い、その子の特性にあったような教育・保育を提供することで、成長をしていく中で年齢に合った発達もできていくのではないかとということで、早期支援が行えるような研修等を今後も充実していきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。近隣の市でも三豊市が良い例だと思うのですが、幼稚園の先生と保育所の先生が互いに高め合えるような良い形の研修がもう 5 年くらい展開されています。委員がおっしゃったように条件整理とセットになっているというか、自治体で予算をつけて、予算を含めた条件整理をして、時間を確保していくというようなことも含めて、良い例が近くにいくつかありますので、そういうのも参考にしながら、会議の課題であり、事務局の課題としても考えていくという形にさせていただきたいと思えます。

委 員 関連して、危機感とも関連するのですが、私も現役で勤めていた時に、幼稚園や保育所が並んでいるところにも勤めましたし、離れているところにも勤めました。隣は何をする人ぞという感じで、保育所でありながら幼稚園の先生の保育がどういうものか見に行ってもいけませんし、そういうことをこうなんだという立てりではっきりで考え、やっていませんでしたが、今回、合同の研修といったことをこの冊子のなかで取り上げていただいて大変嬉しいと思えます。私も今回の 5 歳児健診に健診員の一人として務めさせていただいておりますが、発達障がいについては、本当に勉強しないとついていけないんです。私も現場から少し離れてましたから、障がいの判定のやり方とかそういうのも変わってきていますし、勉強に勉強を重ねても、それを親御さんに伝えるときにどういう言い方が良いのかとか、園での特定された発達の支援がいるなという子どもさんと他の周りの子どもとの兼ね合いとか、そういうのも園によって事情が違いますから、保育の仕方をこれ以上言ってもいいものなのかどうなのかと思いつつながら務めているので、ここで委員がおっしゃってくれたことが大変嬉しく思います。

それと、加えてですが 13 ページ 14 ページを見ますと先ほど委員さんがおっしゃったもっと長期的な視野で見たらいいというのですけれども、この数

字を見たら、定員に対して保育所の入園児数を見ていただいたら、もう一目瞭然でわかるぐらい定員から大幅に少ない状況です。園が建った時には、入園児がいっぱいだったのですけれども。非常に数字を挙げて申し訳ないのですが、最初に載っている府中保育所では、認可定員 90 人で入所児童数は 52 人、江尻保育所は 46 人と大幅に下がっておりますし、幼稚園さんにいたっても林田幼稚園さんなんかは認可定員が 170 人で入園児数は 38 人という状況です。こういう数字を現役のときには、さほど気にもしておりませんでした。現役を去って、私も一市民になって、これだけの園があるということは、維持費もかかりますでしょうし、はっきりいうと両方にわかれているということは園長も 2 人いますし、定員数との兼ね合いで職員数も多くいるんです。それが、危機感危機感と言っている割には、これをずっとそのままにしてきました。坂出中央幼稚園ができたことで幾分、坂出市としても考えていると思いますが、保育所に至っては減らした所もあったかもしれないが、その定員の数を減らすわけでもなし、このままの状態が数年続いているということ自体が、危機感が少し薄れているのかなと一市民になって感じたんです。ですから例えば、認定こども園の希望があれば積極的に支援するという坂出市の意思はわかり、それはそれで大変結構なのですが、公立の幼稚園・保育所についても、財政も本当に厳しい中、どういうふうにしていくかということも考えていかなければいけないのではないかと思います。ここでこういう発言が、意見として良いのかどうかわかりませんが、みなさま方の意見を聞きながらそういうことも感じました。

会 長 ありがとうございます。この 13 ページ、14 ページの表はパブリックコメントにかかりますので十分出る可能性のある意見の一つだろうなというように思いました。事務局何かございますか。

事務局 保育所の関係なのですが、表の下を見ていただければわかりますように、平成 26 年 4 月 1 日現在の入所児童数になっております。保育所は特性から言いますと、年度当初よりは、年度末の方が児童数が増えていくということで、何割も増えるというわけではありませんが、これよりは増加しているという状況でございます。それから認可定員の話なのですが、今回の新制度におきましては、認可定員といいますのは施設の規模等で認可された定員でございます。事業計画上に定める利用定員というのを別途市が定めることになっております。保育所につきましては、先ほどご指摘がありましたように府中保育所、江尻保育所につきましては、過去 3 年間の状況等を見まして認可定員は 90 人でございますが、利用定員をそれぞれ今回 70 人といたしました。それから、南部保育所につきましては、認可定員を 150 人から 140 人ということ

で、公立保育所は全体で 50 人定員数を減らした上での、事業計画となっています。今回 5 年間の計画になっております。一応、平成 31 年度には待機児童は全く発生しないというような状況になってくるのですが、その先につきましては、利用者よりも施設の定員が多いというような状況が続いていきますので、そういった中でやはり、施設の老朽化とかも含めながら、再配置的なことも今後検討していく必要があるのではないかなと、課題点としては当然捉えております。

会 長 ありがとうございます。ちょっと知らなくて申し訳ないのですが、幼稚園の方は利用定員という概念はあるのですか。

事務局 利用定員はございます。ただ、幼稚園の方は、3・4・5歳とクラス単位になっていますので、非常に利用定員の設定というのが、逆に言えば減らしにくい状況ですので、一応、認可定員に基づいた形で利用定員を定めたというところでございます。

会 長 利用定員が書けるものかどうかわからないのですが、書ければ表の見方も変わってくるのではないかなと思って伺いました。ご意見を伺っておきたいと思います。

 他にございますか。

委 員 先ほど、委員の方々から出たものと重なるのですが、今回の坂出市における子ども・子育て支援の充実ということから考えると、希望があれば認定こども園への移行を行っていくという方針はありながら、大きな目玉は、先ほどから出ている幼稚園・保育所の幼児教育、保育の質の向上というところで、本当に坂出市の目玉にできる場所ではないかなと思うんですね。そこで、これまで私は公立の幼稚園に勤めていまして、近くに公立の保育所がある所を多く経験したのですが、いわゆる幼稚園側、保育所側の自主的な形での研修は随分声をかけながらしてきたという経緯があります。生活発表会とかそういうものにお互いに招きあったり、幼稚園ですと必ず年に1回研究発表会というのをしますので、その時に保育所の先生にそのことをお知らせしておいでいただいたり、同和教育なんかで連携を図っていく機会というのはありました。しかし、行政を挙げて研修の制度を立ち上げて、公立・私立に関わらず幼稚園教諭や保育士さんたちが研修できる場というのがなかったんですね。公立の幼稚園も坂出の幼稚園教育の研究会にお招きはしてでも、なかなか出にくいという現状もあったのですが、市がそういうことを市の制度としてちゃんと位置付けていただけると、公立にせよ私立にせよみんなが共に学び合うという場が新しくできると思うんですね。それが坂出市の大きな目玉になるのではないかなというように思いました。

障がい児教育についてですが、5歳児健診が立ち上がって今年で3年目ですが、それに私は3年間スタッフとして加わらせていただいております。大学の先生とか、心理士の先生、保健師さん、幼稚園教諭とか、私のような立場のものとかで子どもを見て、それからいろんな発達特性を持つ子ども達の具体的な姿を見て、そのことについて協議ができるというので、非常にカンファレンスが充実するんですね。なので、私は5歳児健診の成果というのはすごく大きなものが学びの場になっているなと思ったんです。ただ大切だとかだけではなくて、実際にそれが行われている一つのケースではないかなというふうに思います。その時も、幼稚園と保育所はバラバラで行うわけですね。だけど、スタッフの先生方と一緒に話をしたり、保健師さんが両方行ったりということで、間接的には繋がっているんですね。坂出市の子育て支援というのは、非常に保育の質の部分に重点を置いて、また予算も取って制度化もしているという辺りを、私は、ぜひとも坂出市のひとつの目玉にしていただけなら、坂出市の子どもたちの未来のため、人口が減少しているというようなところへの歯止めにもなると思うし、確実にそこへいけるものではないかなというように思います。後の諸々のところは年数をかけないと難しい面もあるかと思うのですが、ぜひその辺りは制度化、予算化して坂出市のすべての幼児教育機関の方が学び合える場を設けていただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。保育の質のところ、凄く大事な意見をいただいたと思います。OECDなんかの調査でもありますけれども、乳幼児期の投資はその後の思春期以降に投資するよりも投資効果が高く、後々はなかなかやり直すのは大変だが、乳幼児期を大切にすることが大事と世界的にも書かれていると思いますので、坂出市は土台が少しずつできているところなのかなというように思います。現在、やっていることを丁寧に位置付けながらこの事業が進められるのではないかなというようにご意見を伺いながら思いました。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

 他にございますか。

委 員 今お話になっている研修についてなんですが、実は昨日、坂出市の幼・保・小・中までの人権同和の研修会のご案内をいただいたので、出向いてまいりまして参加させていただきました。行ってみましたら、公立の幼稚園の先生と小学校の先生と中学校の先生がいて、私立は私だけだったので、ちょっと肩身の狭い思いはしたんですけども、とても良い研修を聴かせていただき、良かったと思うんですね。ぜひ、今、委員がおっしゃられたように坂出市内の幼稚園・保育園が合同になった研修会があると良いなと考えています。幼

稚園と保育園がどうしても一緒になりにくいというのは、年齢が違うからかなという気がしますので、幼稚園・保育所合わせて3歳から5歳までの保育についての研修会と平成27年度は坂出市に認定こども園はありませんが、認定こども園になるとその園には、0・1・2歳までいる可能性もあるかなと思いますので、どういう状況になっているのかわかりませんが、公立の幼稚園や保育園がされていることを、私立の幼稚園や保育園はわからないので、そういう年齢層の横のつながりの研修をして、どういう保育がいいんだろうかと話し合える研修会があると良いなと感じました。私立の幼稚園は、四国内で合わせて夏休み中に1回、それから、香川県は県で年に1回、幼稚園をお休みにして研修会をしています。それは、研究保育ということで、研究幼稚園2園を全幼稚園の教員が、都合の付く限りですが、集まって研修をしています。そういったように、私立の中では研修が出来るのですが、坂出市内というくくりの中ではなかなか出来ないのでは、見学させていただいてよろしいですかとか、来てもよろしいですかということが気軽に話せると良いなというように思います。とっかかりとして、顔見知りになるために、ぜひ、市に音頭を取っていただきたいなと思います。みなさんが一緒になって集まり、顔見知りになれば、どうですかと話が気軽に出来ると思いますので、このような取り組みに大賛成でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、30ページの(2)のところについてなんです、幼・保・小との連携ということは頻りに言われて、就学前に幼稚園から小学校に訪問することがあるんですね。幼・保・小の連携ができないかなとずっと思っているんですが、幼稚園の教諭は、小学校に入ったらこうだろうかなと見当をつけて、準備教育を5歳児になったらしていくわけです。公立幼稚園は、小学校の隣に幼稚園があるとか保育園があるということで体験をされているかも知れないのですが、私立の幼稚園の方にも、ぜひ小学校の先生に見に来ていただいて、どういう保育をしているのか、子どもの状況がどういったものなのかということを知っていただくとありがたいなというように思っています。本園でも、実は6つに分散して小学校に進学しますので、どういようにお願ひしたらいいのかなということをずっと考えて、名案が浮かばないので、こういようにしていただけませんかということは申し上げにくいのですが、園長としましては、小学校の卒業式は坂出市内一斉ですので、順番に小学校の卒業式を訪問させていただいて、小学校の様子を見させていただいたりはそののですが、具体的に幼・保・小の交流が出来る、もっと身近に子どもの様子を意見交換出来るのかなと思いますので、ぜひ

ひそういったことも考えていただければありがたいと思います。

後、認定こども園についてという話が出ていますのでけれども、実は私も私立幼稚園は、現在、認定こども園について、一生懸命、研修をしており、文科省でも頻繁に説明会を開いております。みなさんも、なんで認定こども園が必要なのかと思われる部分が多いと思うんですけれども、幼稚園にとってもなんでそんなことをするのだろうかというのが正直な気持ちなんです。都会では、待機児がたくさんいるので、待機児を解消するのもウルトラCみたいな形で、認定こども園というのを考えて、結局対象は私立の幼稚園が認定こども園に移行していく中で、待機児の解消の解決策が持てるというのが基本でないかというように言われています。坂出市だと0ではないんですが、あまり待機児がないので、都会のように大問題にはならないというような状況なので、認定こども園にする必要があるのかな、どうかなというのがまだわからないところなんですけれども、新制度には移行していかないといけない。認定こども園と新制度の違いというのなかなか一般にはわかりにくいことだろうなというように思います。坂出市全体としては、ゆくゆくは、私どもも新制度の幼稚園に移っていかなければならないのかなとは考えていますが、如何せんどのような形になるのかがわからない。幼稚園はみなさんご存じのように学校教育法に基づきいわゆる学校なんです。新制度の幼稚園になるといわゆる学校教育法の幼稚園にはならない。教育基本法の学校という位置づけになるというようにちょっと分かりにくい、ややこしいところもありまして、どうするのが良いのかなというのが、なかなか当事者も分かりにくいところです。ただ、子どもにとってはどういう状況になろうと、のびのびとその年齢期を過ごすということに違いはないので、大人の枠組みと子どもの実態とは別ということでこれからも保育に取り組んでいかないといけないだろうというように感じます。

会 長

大事な意見をいくつかありがとうございます。私立の幼稚園は、これまで県との直接的な繋がりだったと思うのですが、子ども・子育て会議が出来たことで、今までも地域の自治体との繋がりってということが個々にはあったと思うのですが、こういう形で改めて話せるというのは、子ども・子育て会議を置いた一つの成果かなと思いますし、これから大事にしていけばいいんじゃないかなと思います。夏に高知県の香美市というところに行き、幼・保・小連携の取り組みで面白いなというふうに思ったのですが、そこには幼稚園がなく、保育所と小学校なんですけど、小学校の先生が夏に1日保育所体験ではないのですが、職場体験のように半日ぐらい保育所に入って、一緒に保育をしてみて、その後で研修としてディスカッションするというのが

あり、実際子どもと接することで良く分かるということでした。また逆もありで、今度は逆も実施すると言っていたような気がします。そのような具体的な繋がりの中かで、たぶん近隣の自治体なんかでも面白い取り組みを実施しているところもたくさんあると思うので、そういった所をぜひ参考にしていくと良いのかなと思います。そして、それを公立だけではなくて、私立も公立もという形で少しずつ広げていくということできているんじゃないのかなということを考えました。坂出市の実情を踏まえて出来ることを皆さんで考えていければというように思います。

他にございますか。よろしいでしょうか。

委員 たびたび申し訳ございません。最後に一点だけなんですけれども、計画を策定するわけですので、最後のページの計画の推進体制というところに書かれていることなのですが、管理していきますよということ、見直しが必要であれば計画を見直す点検評価みたいなことで、大きな2番で計画の進行管理というように書いていますが、管理だけではなくて、計画の進行管理・点検強化みたいなところも含めていただければと思います。先ほど会長の方から子ども・子育て会議における私立の先生も、こういう場に出て一緒に議論することができたという評価もありましたけれども、子ども・子育て会議自体も計画が出来たら終わりということではなくて、作ってきた責任がありますので、それがきちんとスケジュール通り進められているか、あるいは5年後の見直しを待たずして、時代のニーズに合わせてもう少しここはこうしたらいいんじゃないかというようなところが出てきた時には、点検評価をしていく主体がどこなのかというようなことも含めて、少しここの記述が浅くなっているのもう少し突っ込んだ記述があると、この計画を生み出しただけでなく、きちんと生かしていく所にまで私たちも関わればなと思いました。以上です。

会長 ありがとうございます。事業の評価ということで、大事なお指摘だと思います。他に質問よろしいでしょうか。

本日皆さまから頂いた意見を踏まえまして、必要に応じて加筆修正等を行いたいと思います。その後にパブリックコメントというような流れになると思います。今後の予定について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 本日議論いただきました内容を踏まえまして、修正できる箇所につきましては修正してまいりたいと思います。その上で、12月22日から1月22日までの1カ月の間パブリックコメントを実施したいと考えております。パブリックコメントにおける意見で、反映できるものにつきましては、反映した上

で、次回子ども・子育て会議の方に提示させていただき、委員のご意見を伺いまして、最終的に坂出市子ども・子育て支援事業計画を策定していきたいと考えております。それから、先ほどもありましたが、これは事業計画ですのでこういった名前がついておりますが、わかりやすいような名称を考えたいと思っております。坂出市〇〇〇計画（坂出市子ども・子育て支援事業計画）というような形で愛称ではないですが、そういったものも次回にお示しできたらと考えております。

会 長 ありがとうございます。ただ今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

最終的には、支援事業にはならなくて、正規の名前が支援事業計画なんですか。

事務局 はい。子ども・子育て支援法の中で、子ども・子育て支援事業計画は、策定義務になっておりますので、この計画自体が子ども・子育て支援法でいう子ども・子育て支援事業計画ということです。ただそれでは非常に名称が難しいので、例えばですが、その上に坂出市子どもプランをつけて、坂出市子どもプラン（坂出市子ども・子育て支援事業計画）といったような名称を考えていきたいと思っております。

会 長 他によろしいでしょうか。

では、本日の意見を踏まえまして、事業計画の加筆修正等、その他字句の訂正等ですけれども、それにつきましては、会長と事務局の方に一任いただいて協議等の上、修正させていただくということでよろしいでしょうか。

はい。では、そのようにさせていただきたいと思います。

その他で事務局より報告をお願いします。

事務局 参考資料として本日配布しております利用者負担額1号・2号・3号認定について（仮価格）の資料をお開き下さい。この利用者負担額につきましては、新制度に移行した施設・事業につきましてのいわゆる保育料でございます。子ども・子育て支援新制度施行後の保育所・幼稚園、それ以外の地域型の保育事業の利用者負担につきましては、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとされております。現行の保育所等の利用者負担の水準を基に国が定める水準を上限としまして、実施主体である市町村が定めることとされております。また、利用者負担に関して国が定める水準は最終的には、平成27年度の予算編成を経て決定されるものでありますが、新制度の円滑な施行に向けまして、地方自治体・事業者等の関係者が準備を進められるよう国が6月に示した利用者負担を基に、本市の方で仮価格を定めたものでございます。今回消費税の引き上げが延期されるということでもますます不透明にはなっておりますが、最終的には、国の27年度の予算編成を見まし

て、坂出市の3月議会の方に条例案の方を出していきます。条例が可決されて、公布された時点で最終的な決定ということになります。12月から公立幼稚園と公立・私立の保育所は園児の募集が始まりますので、まったく利用者負担額をお示ししないということではできませんので、仮価格という形で今回示していこうと考えております。

最初に1号認定子どもの利用者負担額でございますが、これにつきましては新制度に移行する幼稚園、認定こども園であれば、認定こども園の教育時間にかかる利用者負担額でございます。これにつきましては、坂出市の場合、公立幼稚園については新制度に移行しますが、平成27年度は、市内の私立の幼稚園は移行しないということではございますが、幼稚園の場合は、高松市であったり、丸亀市であったり、宇多津町であったり、倉敷市といったように自治体の行政区域を越えた通園というのもございます。そういったところで、新制度に移行したところへ通われるお子さんがいらっしゃるということも想定されますので、1号認定子どもの利用者負担額を定めております。

新制度におきましては、所得に応じた負担ということで階層区分ができません。生活保護世帯であれば、国の示す上限額0円、本市の方も0円ということです。それから、市民税でそれぞれ階層が決まっております。国の示す上限額よりも本市の利用者負担につきましては、減額したような形で考えております。それから、下に※で書いてありますが、公立幼稚園につきましては、新制度には移行してまいりますが、経過措置ということで、平成27年度に入園されるお子さんと現在通園されているお子さんにつきましては、現行の保育料6,000円に据え置くということにさせていただきたいと思っております。また、平成28年度以降につきましては、現時点で公表されていますのは、高松市だけということになっておりますので、高松市以外の他市の状況というのが現在不透明な状況です。四国新聞に出ておりましたように、県下に私立幼稚園が30園あるなかで、移行する幼稚園が4園と非常に少ない状況になっております。県下の中では、私立幼稚園がないという自治体もございまして、平成28年度以降につきましては、他市の状況等を見ながら検討していくということで考えております。

1枚おめくりいただきますと、2号認定子どもの利用者負担額というのがあります。これにつきましては、保育が必要なお子さんで3歳から5歳のお子さんの利用者負担額です。階層区分につきましては、これまでは、所得税を基にしておりましたが、新制度では、市町村民税を基に算定することとなっております。これにつきましては、基本的に、推定年収が一緒であれば負担自体は変わらないということで国の方も示しておりますので、市の方も利

利用者負担額につきましては、現在の利用者負担と同程度の水準ということで考えております。ただ、新制度の中では、これまでは保育標準時間、最長 11 時間の保育というのが保育所での保育だったのですが、今回、就労時間とか保育が必要な事由によりましては、保育短時間というのが設定されました。それに合わせまして、保育短時間の設定を行っております。国の方は標準時間の 1.7%のマイナスということで、本市の方も 1.7%のマイナスということで設定させていただいております。

それから、3 枚目が 3 号認定子どもについてです。これは、保育が必要なお子さんの 0・1・2 歳の保育料となっております。これにつきましても、基本的には国の方のスライドということになっておりますので、本市の方もそれに準じた形で現在の負担と同一の水準ということで考えております。所得税から市民税へ変わりますので、その関係上、世帯の収入、働き方の違いによっては、多少階層が変わってくる方も出てはきますが、基本的には同水準になるのではないかと考えております。簡単ではございますが、以上でございます。

会 長 ただ今の説明について、委員の皆さま、ご質問等ありましたら、伺ってまいりたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 意見というよりは、余談で申し訳ないのですが、高松市の募集が始まって、認定申請書の用紙とかをお配りしているのですが、今までであれば、仕事をされている方は、源泉徴収票で保育に欠ける証明と保育料の証明が出来たのですが、制度が変わったことで、大きな企業の事務員さんであるお母さんが、勤務証明で保育に欠ける証明を出さないといけないことになり、300 人の勤務証明を書かないといけなくて、大変でしょうがないと言っているくらいなので、やはりいろいろ」なところで、混乱が生じている。それから、お母さんたちもどういったように記入していけばよいかとか、たくさん疑問が出ております。利用される方にわかりやすくお伝えする方法とか、説明を丁寧にできるスタッフを揃えるとか、そういった形での入所説明会がいるのではないかなというように思っております。

会 長 ありがとうございます。何か事務局の方はございませんか。

事務局 今回、入所手続きとは別に認定制度が導入されたということで、こちらも書式等を検討しておりますが、申し込まれる方にとっても、同じような内容を 2 つ書かなければならない、それに加えて就労の証明書を出していただかないといけないので、行政側から見ても非常に煩雑になっており、苦情が出るのではないかなということで捉えております。これも国の制度ですので、仕方がないのかなということで、丁寧に説明しながらご理解いただくように努

めていきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。私自身も高松市に子どもを2人預けていて当事者ではあるのですが、書類を見たくないとか、見られていない感じですか。利用者の立場に立ってということだとたくさん疑問はあると思いますので、説明をお願い出来ればと思います。他に質問ございますか。

委 員 国立幼稚園の保育料もこの算定になるのでしょうか。

事務局 国立幼稚園につきましては、法律上は新制度に移行するということは想定されておりません。選択肢にも入っておりません。それと、移行しない私立幼稚園につきましては、従来どおり、各施設で保育料を定めていただくということになります。

会 長 よろしいでしょうか。

 では、最後に事務局よりお願いいたします。

事務局 次回の会議につきましては、先ほど説明いたしましたように事業計画案のパブリックコメントを実施した後、修正等の時間も踏まえまして、2月頃を予定しております。日程等が決まりましたら、改めまして開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

会 長 積極的なご意見たくさんありがとうございました。

 以上で、本日の会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。